

四日市市告示第174号

四日市市狭あい道路後退用地整備要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

四日市市長 森 智広

四日市市狭あい道路後退用地整備要綱の一部を改正する要綱

四日市市狭あい道路後退用地整備要綱（平成4年四日市市告示第205号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （有効期限）</p> <p>2 この要綱は、<u>令和7年</u>3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条第1項各号のいずれかに該当する場合の助成金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則 （有効期限）</p> <p>2 この要綱は、<u>平成34年</u>3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条第1項各号のいずれかに該当する場合の助成金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

（都市整備部市街地整備・公園課）